



熊本県公報

第12731号

平成30年6月15日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定①…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定②…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の廃止…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の変更…………… (//) 3
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (循環社会推進課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定…………… (//) 5
- 保安林の指定…………… (//) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定廃止…………… (障害者支援課) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 7

公 告

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 11
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 11

登 載 依 頼

- 個人演説会等の施設の指定…………… (選挙管理委員会) 11
- コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限…………… (内水面漁場管理委員会) 12
- 平成30年度第1回熊本県産業教育審議会の開催…………… (産業教育審議会) 12

正 誤

- 平成30年6月1日熊本県告示第441号(造成宅地防災区域の指定)
) 中…………… (建築課) 12

告 示

熊本県告示第474号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(地域包括支援センター)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人芦北町社会福祉協議会 葦北郡芦北町湯浦1439番地1	芦北町地域包括支援センター 葦北郡芦北町湯浦1439番地1	平成30年3月1日

熊本県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人伸和会 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	宮島医院 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	平成30年3月5日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人伸和会 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	宮島医院 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	平成30年3月5日

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人伸和会 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	宮島医院 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	平成30年3月5日

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 北斗会 天草市北原町8番37号	星光園居宅介護支援事業所「ほほえみ」 天草市北原町8番37号	平成30年3月14日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社くすりのエスエス堂 球磨郡錦町西字百太郎3604-105	(有)くすりのエスエス堂きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東1497	平成30年4月2日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 天恵会 玉名市天水町部田見440	特別養護老人ホームもやい処 玉名市築地64番1	平成30年4月1日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 天恵会 玉名市天水町部田見440	特別養護老人ホーム有明ホーム ユニット陽だまり 玉名市天水町部田見440	平成30年4月1日

熊本県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人伸和会 宮島医院 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	宮島医院 葦北郡芦北町大字佐敷348番地1	平成19年1月18日

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局 八代店 八代市松江城町3-3	平成30年3月31日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局 八代店 八代市松江城町3-3	平成30年3月31日

熊本県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 玉名市中1068-1	サポートセンターわかちあい 玉名市中1068-1	事業所の所在地		平成29年9月1日
		玉名市立願寺113	玉名市中1068-1	

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社えみのわ 大阪市北区梅田一丁目1-3大阪駅前第3ビル9階37号	訪問介護事業所えみのわ熊本 八代市通町4-41	事業所の名称		平成29年12月1日
		訪問介護事業所えみのわ八代	訪問介護事業所えみのわ熊本	

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社えみのわ 大阪市北区梅田一丁目1-3大阪駅前第3ビル9階37号	訪問介護事業所えみのわ熊本 八代市通町4-41	事業所の所在地		平成29年12月1日
		八代市出町5-10	八代市通町4-41	

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人 稲穂会 天草郡苓北町上津深江278-10	訪問看護ステーションはまゆう 天草郡苓北町上津深江278-10	事業所の所在地		平成30年4月1日
		天草郡苓北町富岡2228-16	天草郡苓北町上津深江278-10	
(居宅介護支援)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人 伸生紀 下益城郡美里町佐俣338番地	居宅介護支援センターあそ 上益城郡御船町木倉4780番地	事業所の所在地		平成25年4月1日
		上益城郡御船町大字滝川46番地	上益城郡御船町木倉4780番地	
(地域密着型通所介護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社彩・ケア・コーポレーション 八代市高下西町2216-1	ディサービス彩 八代市高下西町2216-1	事業所の所在地		平成29年5月15日
		八代市麦島西町14-6	八代市高下西町2216-1	

熊本県告示第478号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。
平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定区域
阿蘇市永草字堤2089番1
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号に定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）第2条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の2第3項において読み替えて準用する同法第9条第3項の規定による廃止の届出があった産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字猪投4260番、4273番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪投4260番・4273番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備えて縦覧に供する。）

熊本県告示第480号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町川越字前田3951番1（次の図に示す部分に限る。）、3944番1、3948番1、4013番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備えて縦覧に供する。）

熊本県告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町大井早字刈場見3484番9・3484番11・3484番13・3484番15（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3484番10、3484番12、3484番14、3484番99
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備えて縦覧に供する。）

熊本県告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字咄合3012番1、3033番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備えて縦覧に供する。）

熊本県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
障がい者福祉サービスながしょう 八代市高島町4289-1	合同会社 永翔 八代市高島町4389-1 代表社員 永田 智也	就労移行支援（一般型） 就労継続支援A型	平成30年5月31日
グループホームながしょう 八代市高島町4289-1	合同会社 永翔 八代市高島町4289-1 代表社員 永田 智也	共同生活援助	平成30年5月31日

熊本県告示第484号

平成23年2月4日熊本県告示第110号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吐合1-1	玉名市石貫	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第485号

平成25年3月22日熊本県告示第258号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小清水-1	玉東町白木	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小清水-2	玉東町白木	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図1及び2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第486号

平成27年3月20日熊本県告示第267号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
関村-2	南関町関村	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第487号

平成28年3月25日熊本県告示第363号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
安田-1	和水町内田、長小田、久井原	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第488号

平成29年3月31日熊本県告示第328号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宮脇	和水町内田	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吐合1-1	玉名市石貫	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

小清水-1	玉東町白木	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小清水-2	玉東町白木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
関村-2	南関町関村	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
安田-1	和水町内田、長小田、久井原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
宮脇	和水町内田	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

(別図1から6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第344号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人 地域たすけあいの会
玉名市中1068-1
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
玉名市中1068-1

熊本県公告第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(2工区)
菊池郡大津町大字平川字高良4004番2、同4005番1、同4011番2の一部及び同4044番5
3,677.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大津95番地3
有限会社大塚倉庫運輸
菊池郡大津町大字平川字平出3564番地
株式会社ニッコン九州

熊本県公告第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字岩坂字塚ノ西3308番1、同3309番1、同3309番2の一部及び水路の一部
8,995.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区花畑町4番7号
九国ベジフル株式会社

熊本県公告第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市蔵満字磯宅地535番6、同536番1、同536番4、同536番5、同536番6、同536番7、同536番8、同536番9、同536番10、同548番、同一部字中磯115番1、同115番2、同115番3、同115番4、同116番1、同116番2及び里道の一部
4,030.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市荒尾125番地2
有限会社築真建設

熊本県公告第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字高木原46番1
604.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市合生48番地6
有限会社安武石油

熊本県公告第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字東ノ前2632番4及び同2633番3
498.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1177番地4 サンロイヤルB102号
上野 健成

熊本県公告第350号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
片岡 孝充	八代市植柳新町	八代市本野町字東古川1519番ほか3筆
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市昭和明徴町字明徴736番3ほか2筆
有限会社中村農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字会所2489番
合同会社田副農園	八代市鏡町両出	八代市鏡町貝洲字老番割6番
山田 隆義	八代市鏡町有佐	八代市鏡町有佐字龍子815番1
宮崎 裕児郎	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字四番割714番1ほか5筆
松永 豊	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字参番割611番ほか10筆

2 認可年月日

平成30年6月8日

熊本県公告第351号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年6月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字宮園1035番1ほか1筆
村上 卓也	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上島字神部877番2ほか4筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番45ほか10筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34番53ほか4筆
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中原新35番35ほか1筆
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番9
中村 雅貴	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字久米前2908番1
佐々 誠	菊池市七城町新古閑	菊池市七城町新古閑字花見殿6番1
農事組合法人たかなが	菊池市旭志伊坂	菊池市旭志新明字宝来迫107番2ほか8筆
中村 雅貴	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字大坪2736番1
中村 雅貴	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字大坪2765番1
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市宮内字南345番1ほか2筆
松尾 勉	荒尾市宮内	荒尾市宮内字川向397番4ほか7筆
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市宮内字南344番1ほか3筆
松尾 勉	荒尾市宮内	荒尾市荒尾字沖田3327番1ほか9筆
山中 一知	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字沖田3333番1
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字東濱508番ほか195筆
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字上松田592番ほか8筆

2 申請年月日

平成30年5月31日

熊本県公告第352号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年6月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
滝本 博文	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町高塚字一町田1536番1
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町高塚字溝端1554番

2 申請年月日

平成30年6月1日

熊本県公告第353号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年6月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
出田 知行	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字道上961番
出田 知行	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字外畑2028番
野田 大靖	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江398番ほか6筆
中川 樹	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町船津字鱸1638番ほか7筆
吉村 晃	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字田代1502番1ほか8筆
中村 宗徳	熊本市南区御幸木部	熊本市南区近見四丁目416番1ほか13筆
松岡 信行	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字新角田3339番1ほか14筆
中村 誠記	熊本市北区龍田	熊本市北区龍田三丁目2189番

2 申請年月日

平成30年6月4日

熊本県公告第354号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年6月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井芹 康雄	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字立古525番1
株式会社農業生産法人渡辺青果	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町御所字葛窪ヶ迫新30番115ほか46筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字小平3676番ほか2筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大坪4543番

2 申請年月日

平成30年6月5日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会

等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年6月15日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
合志市	合志市野々島市民センター	合志市野々島 4855 番地	平成30年5月8日
合志市	合志市西合志体育館	合志市野々島 4440 番地	平成30年5月8日

熊本県内水面漁場管理委員会指示第212号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成30年6月15日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

- 1 指示の内容
県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。
- 2 指示の期間
平成30年6月17日から平成32年6月16日まで

熊本県産業教育審議会公告第1号

平成30年度第1回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年6月15日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
平成30年6月26日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
水前寺共済会館2階「鳳凰の間」
- 3 議題
(1) 開会
(2) 審議
諮問事項
「地方創生に向けた今後の専門高校における産業教育の在り方について」
(3) 閉会
- 4 傍聴人の定数
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場の受付において、審議会事務局の許可を得た上で、会議場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係）
電話番号096-333-2717

正 誤

平成30年6月1日熊本県告示第441号（造成宅地防災区域の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	23	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	27	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	29	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	31	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	33	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	36	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町

2	3 9	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	4 2	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町
2	4 4	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町